

住宅・建築施策に関する提言

地域の実情に応じた良好な居住環境等を確保するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 住宅及び建築物の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修工事に係る財政措置を充実すること。

また、住宅・建築物安全ストック形成事業における住宅耐震化改修の上乗せ補助及び既存住宅の耐震に係る税制の特例措置を平成30年度以降も継続すること。

2. 空き家等対策の推進

- (1) 地域住民の安全確保等の観点から、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく行政代執行に要する費用など、解体・除去に係る財政措置を充実するとともに、都市自治体の空き家対策を積極的に支援すること。

さらに、都市自治体の主体的な取組を後押しする観点から、様々な特性等に応じた取組事例や課題等を明らかにしたうえで、同法の見直しを検討すること。

- (2) 空き家等の流通・利活用を推進するとともに、税制の特例措置を拡充するなど発生抑制に資する施策を積極的に推進すること。

3. 住宅・建築物アスベスト改修事業については、事業を継続するとともに、財政措置を拡充すること。

4. 東日本大震災関係

被災住宅用地特例による都市自治体の減収分については、確実に震災復興特別交付税により措置すること。